

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和5年5月11日 07時55分ごろ
発生場所	三重県紀北町丸山島西方沖 紀伊三浦港防波堤灯台から真方位054° 1.1海里付近 （概位 北緯34° 10.2′ 東経136° 18.0′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、風潮流に圧流されて消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	令和5年5月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3.0m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.5m 潮汐 ほぼ高潮期
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、丸山島西方沖の消波ブロックの南方約25mの場所において、船首を南方に向けて船外機を停止して漂流した。</p> <p>本船は、操縦者が、船尾部から船首部に移り、同乗者の釣りの準備が気になっていたところ、風潮流に圧流され、丸山島西方沖の消波ブロックに船尾部が衝突した。</p> <p>本船は、衝突により船外機が外れて水没したが、船外機を船体にロープでつないでおり、操縦者が船外機を引き揚げて船体に取り付け、始動を試みたものの始動せず、オールの代わりに釣り具の収納ケースを用いて紀北町道瀬港に向かったが、自力での航行を断念し、携帯電話で警察署に通報した。</p> <p>本船は、警察署から報告を受けた海上保安庁が救助を要請した漁業協同組合所属の漁船にえい航され、道瀬港に到着した。</p>
分析	本船は、南方からの風潮流がある状況下、丸山島西方沖の消波ブロックの南方約25mに漂流中、操縦者が、同乗者の釣りの準備に意識を向けて漂流を続けたことから、風潮流によって圧流されていることに気付かず、同消波ブロックに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南方からの風潮流がある状況下、丸山島西方沖の消波ブロックの南方約25mに漂流中、操縦者が、同乗者の釣りの準備に意識を向けて漂流を続けたため、風潮流によって圧流されてい

	ることに気付かず、同消波ブロックに衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操縦者は、漂泊して釣りをを行う場合、消波ブロック等から十分に距離を置き、常に周囲の見張りを適切に行うこと。・ 操縦者は、ミニボートにオールを備えておくこと。・ 操縦者は、海上保安庁が提供しているウェブサイト「ウォーターセーフティガイド」に掲載されているミニボートに乗るときに推奨される装備品 (https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/miniboat/02equip) などを活用し、ミニボートで航行する際の注意事項等を確認しておくこと。